

訪問リハビリテーション重要事項

事業所名 中谷外科病院
サービスの種類 訪問リハビリ

1. 事業目的

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう訪問リハビリテーションの対象となるサービスを提供します。

2. 運営方針

- (1) 別紙契約書に定めるサービスを誠実に責任をもって行います。
- (2) サービス調整会議を定期的を開催し、利用者の心身の状況、置かれている環境等の状況を把握するよう努めます。
- (3) 訪問リハビリテーションの質の向上を図るため、研修会等を定期的を開催するなど自己研鑽に励みます。

3. 名称及び所在地

事業所の概要

事業者名	中谷外科病院
所在地	玉野市田井3丁目1-20
管理者	中谷 紳

4. 従業者の職種、員数及び職務の内容

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	合計
サービス提供責任者	理学療法士	1	0	訪問リハビリテーション計画の策定	1
理学療法士	理学療法士	0	1	訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション計画の策定	1

5. 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日	午前8:30 午後5:00
---------	---------------

* 祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

6. 利用料その他の諸費用

- (1) サービス利用料及び利用者の方々からいただく利用者負担金は、次表のとおりです。
- (2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

～訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション費～

サービス内容（加算）	基本料金 （10割）	利用者負担金 （1割）
訪問リハビリテーション（20分毎）	3080円	308円
サービス提供体制強化加算Ⅰ（1単位毎）	60円	6円
短期集中リハビリテーション加算	2000円	200円
退院時共同指導加算	6000円	600円

- (3) 自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

ア 現金払い（サービス提供時に毎回又は月1回定められた日にお支払い願います）

イ 上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が10割を支払い、その後に市町村に対して保険給付分9割を請求することになります。

* 介護保険以外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が支給限度額を超える場合を含む。）には全額自己負担となります。

7. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、玉野市の区域とする。

8. 虐待防止のための措置

- 1、 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2、 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

9. 事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 当事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- (3) 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

10. 相談・苦情処理

当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- サービスに対応する相談や苦情は、次の窓口で対応致します。

中谷外科病院	電話番号	0863-31-2323
	FAX 番号	0863-31-8486
	理学療法士	藤木 憲二
	対応時間	(月～金) 午前9:00～午後5:00

- 公的機関においても、次のところで苦情申請等ができます。

玉野市介護保険課	所在地	玉野市宇野1丁目27-1
	電話番号	0863-32-5534
	FAX 番号	0863-32-5526
	対応時間	(月～金) 午前8:30～午後5:00
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地	岡山市桑田町11-6
	電話番号	086-223-8876
	FAX 番号	086-223-9105
	対応時間	(月～金) 午前8:30～午後5:00

11. その他運営に関する留意事項

(1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

附則

この規程は、平成 19 年 5 月 15 日から施行する。 平成 22 年 6 月 1 日改定

平成 26 年 4 月 1 日改定

平成 29 年 5 月 1 日改定

令和 4 年 4 月 18 日改定

令和 7 年 2 月 17 日改定